

要件事項	<p><航空／海上業務> 包括延納に係る一括納付書出力単位の変更</p>
機能概要	<p><変更前仕様> ①包括納期限延長に係る一括納付書の集計単位は以下全てが一致するものである。 海上航空識別、申告先税関官署、申告者の利用者コード、輸入者、担保登録番号、納期限、納付方法</p> <p><変更後仕様> ①包括納期限延長に係る一括納付書の集計単位は以下全てが一致するものであるが、一括納付書の集約先を管理するCSFに登録がある場合は、申告者の利用者コードが異なる場合でも同一一括納付書に集約されるよう変更する。 海上航空識別、申告先税関官署、申告者の利用者コード、輸入者、担保登録番号、納期限、納付方法 ②一括納付書の集約先を管理するCSFの登録・更新・削除を行う業務を新規追加する。</p>

1. 変更内容

(1) CSFの追加

(A) 一括納付（包括延長）集約先DBの追加

申告者の申告先税関官署毎の集約先利用者コードを管理する新規CSFを追加する。

(2) オンライン業務の変更

(A) 一括納付書番号払出し処理の変更

納税方式が包括納期限延長の場合の1の一括納付書番号に集約する条件を以下の通り変更する。

【変更前仕様】

海上航空識別、申告先税関官署コード、申告者の利用者コード、輸入者コード、担保登録番号、納期限及び納付方法が同一のもの

【変更後仕様】

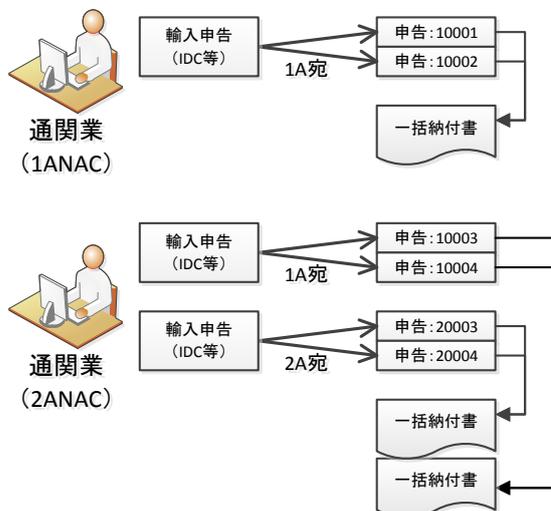
海上航空識別、申告先税関官署コード、申告者の利用者コード*1、輸入者コード、担保登録番号、納期限及び納付方法が同一のもの

(*1) 申告者の利用者コードと申告先税関官署コードの組合せが一括納付（包括延長）集約先DBに登録されており、輸入許可日が適用期間内である場合には、申告者の利用者コードを集約先利用者コードに変換する。

(例) 以下の通り一括納付（包括延長）集約先DBに登録されていた場合

申告者 利用者コード	申告先 税関官署	集約先 利用者コード	適用開始年月	適用終了年月
2ANAC	1A	1ANAC	201904	999999

【変更前】



【変更後】

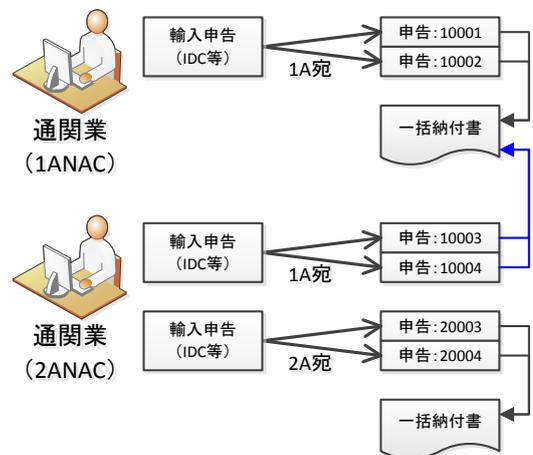


図1 一括納付書払出し処理の変更イメージ

(B) 一括納付書等*2の出力先判定の変更

一括納付書等*2の出力先については、オンライン業務共通設計書の別紙F01「収納関連処理」の「一括納付書等出力処理」に定める通りであるが、出力先が申告者と決定された場合でかつ、一括納付（包括延長）集約先DBに申告者とは別の利用者に集約している場合、当該一括納付書等*2の出力先は集約先利用者になるよう変更する。

（*2）一括納付書等とは以下を示す。

- ①一括納付書情報
- ②納付番号通知情報（一括）
- ③一括納付書明細書情報
- ④一括納付用明細データ
- ⑤一括納付用明細総括データ

（例1）一括納付書等の出力先の設定が「申告者」宛であった場合の変更イメージ

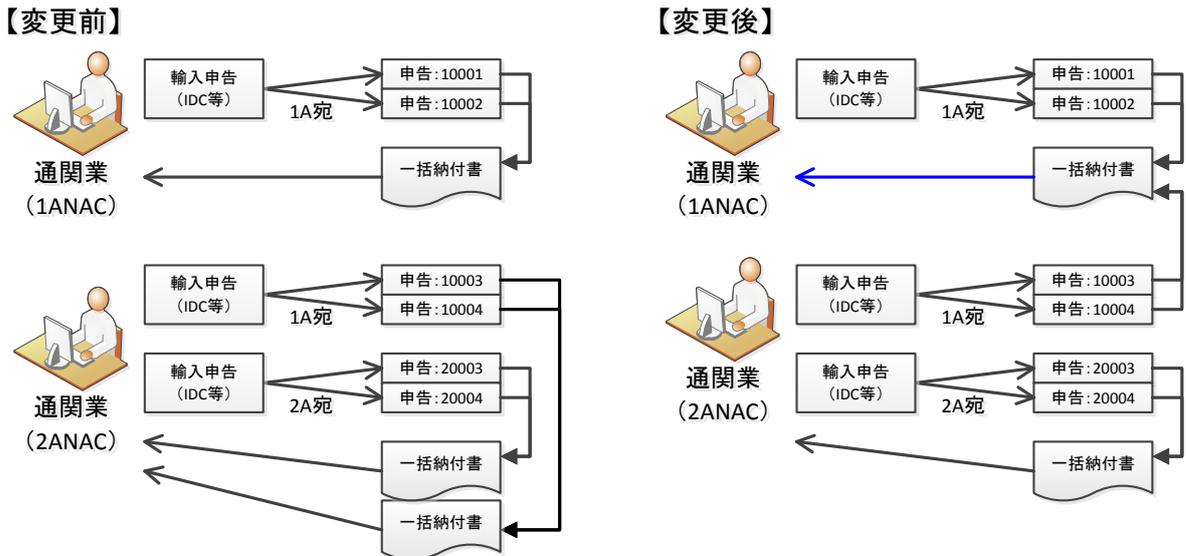


図2 変更後の出力先イメージ（通関業者宛）

（例2）一括納付書等の出力先の設定が「輸入者」宛であった場合の変更イメージ

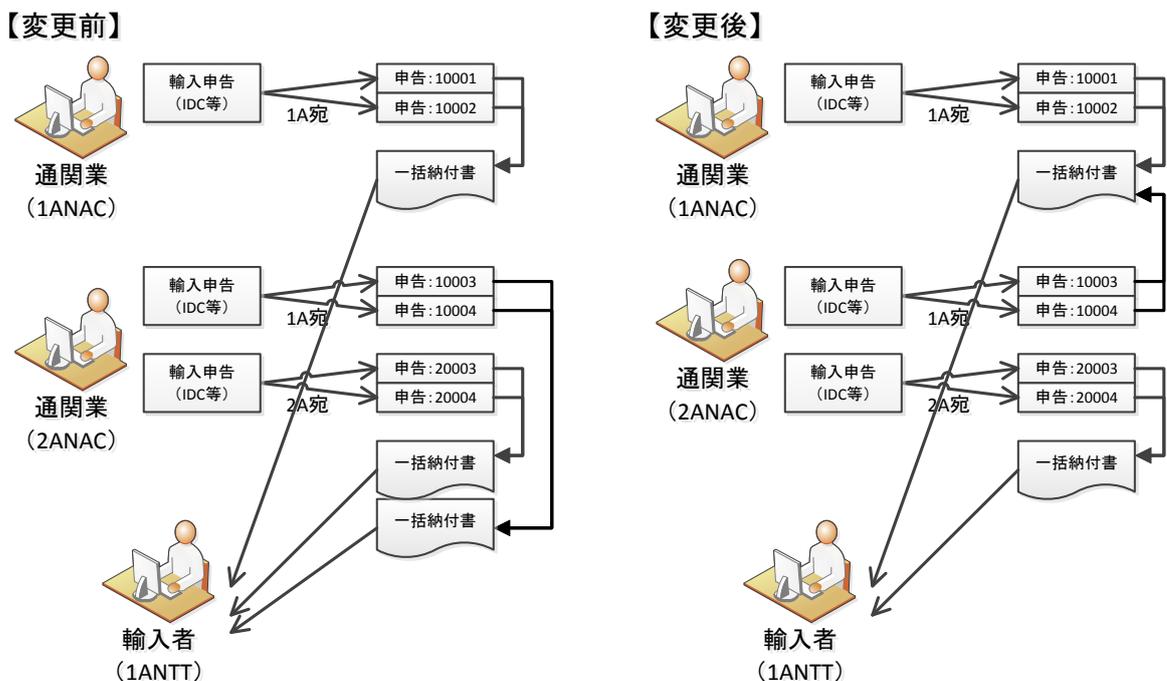


図3 変更後の出力先イメージ（輸入者宛）

（C）「納付書再出力（RNF）」業務の変更

（a）業務実施可能者

一括納付書情報及び納付番号通知情報（一括）の再出力可能者は、当該帳票の出力先としてシステム

に登録されている利用者であることのチェックを行っている。

そのため、一括納付（包括延長）集約先DBに申告者とは別の利用者に集約している場合、当該納付書等の出力先は集約先利用者になるため、RNF業務の実施も、集約先利用者のみ可能となるよう変更する。（2重納付の発生を抑止するため、申告者によるRNF業務の実施は不可とする。）

(D) 「一括納付書一覧照会（INF）」業務の変更

(a) 業務実施可能者

一括納付書に係るINF業務の実施可能者は、当該納付書等の出力先としてシステムに登録されている利用者であることのチェックを行っている。

一括納付（包括延長）集約先DBに申告者とは別の利用者に集約している場合、当該納付書等の出力先は集約先利用者になるが、集約先利用者及び申告者がINF業務の実施が可能となるよう変更する。

(b) 通関業者コード欄の入力

一括納付（包括延長）に関する集約先登録がある場合、集約先利用者コード、申告者の利用者コードのいずれの入力も可能とする。ただし、照会結果に出力される内容は、当該一括納付に係る全ての申告者の明細情報となる。

(E) 「一括納付用明細データ（民用）関連依頼情報登録・変更（DLS03）」業務の変更

(a) 業務実施可能者

出力を要求する一括納付用明細データ、一括納付用明細書情報及び一括納付用明細総括データ（以下、一括納付用明細データ等という。）について要求可能な実施可能者は、当該一括納付用明細データ等の出力先としてシステムに登録されている利用者である。

一括納付（包括延長）集約先DBに申告者とは別の利用者に集約している場合、当該納付書等の出力先は集約先利用者になるが、集約先利用者及び申告者が業務の実施可能となるよう変更する。

(b) 申告者コード欄の入力

一括納付（包括延長）に関する集約先登録がある場合、集約先利用者コード、申告者の利用者コードのいずれの入力も可能とする。ただし、照会結果に出力される内容は、当該一括納付に係る全ての申告者の明細情報となる。

(3) オンライン業務の追加

一括納付（包括延長）集約先DBメンテナンスを可能とする新規のU業務を追加する。

(A) 「一括納付書等（包括延長）集約先登録呼出し（UIK11）」業務の追加

画面イメージは「別紙 01_6N 改変 19-12_UIK11_入力」参照

(a) 入力者

通関業、税関とする。

(b) 入力条件

<A>入力者が通関業の場合、申告者欄と業務実施者の利用者コードが一致すること

申告者欄の利用者コードが利用者（A001A）に登録されていること

<C>申告者欄の利用者コードの業種が通関業であること

(c) 処理内容

<A>申告者欄に入力された利用者コードが一括納付（包括延長）集約先DBの申告者利用者コードに登録されている情報を出力する。

登録済みの情報は、申告官署は昇順、適用開始年月は降順にソートして出力する。

(B) 「一括納付書等（包括延長）集約先登録（UIK）」業務の追加

画面イメージは「別紙 02_6N 改変 19-12_UIK_入力」参照

(a) 入力者

通関業とする。

(b) 入力条件

<A>入力者が通関業の場合、申告者欄と業務実施者の利用者コードが一致すること。

申告者欄の利用者コードが利用者（A001A）に登録されていること。

<C>追加登録の場合（変更する内容欄の入力）

①適用開始年月の入力が業務実施日の翌月以降であること。

②適用終了年月の入力が業務実施日の当月以降であること。

③適用開始年月 ≤ 適用終了年月であること。

④申告者利用者コードと申告先税関官署の組合せで同一適用期間となる入力及び登録済みの情報（同時に削除する情報は除く）がないこと。

⑤集約先利用者コードの下3桁が申告者利用者コードの下3桁と一致すること。

⑥1申告者の登録上限数(500件)を超えていないこと。

⑦集約先利用者コードの業種が通関業であること。

<D>変更の場合(変更前の設定状況欄の入力)

①適用終了年月の入力が業務実施日の当月以降であること

<E>削除の場合(変更前の設定状況欄の入力)

以下のいずれかを満たすこと。

①削除対象の適用開始年月が業務実施日の翌月以降であること。

②適用終了年月が4年経過していること。

(c) 処理内容

入力された内容で一括納付(包括延長)集約先DBの更新を行う。

2. 変更対象業務

<オンライン業務>

- ・「輸入申告(IDC)」業務
- ・「輸入申告変更(IDE)」業務
- ・「シングルウィンドウ輸入申告(SWC)」業務
- ・「一括納付書等(包括延長)集約先登録呼出し(UIK11)」業務 ※新規追加
- ・「一括納付書等(包括延長)集約先登録(UIK)」業務 ※新規追加
- ・「納付書再出力(RNF)」業務
- ・「一括納付書一覧照会(INF)」業務
- ・「一括納付用明細データ(民用)関連依頼情報登録・変更(DLS03)」業務

<管理資料>

- ・「一括納付書情報(IO1)」
- ・「納付番号通知情報(一括)(IO2)」
- ・「一括納付用明細書情報(IO3)」
- ・「一括納付用明細データ(IO4)」
- ・「一括納付用明細総括データ(IO5)」

3. 特記事項

- (1) 個別項目
特になし

4. 添付資料

- (1) 別紙01_6N 改変 19-12_UIK11_入力
(2) 別紙02_6N 改変 19-12_UIK_入力

5. リリース予定日/サービス開始予定日

2020年03月15日(日)04:00